

開発行為に伴う各課協議の流れと記載例

開発者は、市開発指導要綱・技術基準、都市計画法の開発は山梨県「開発許可申請等の手続き」を確認のうえ、計画立案・設計してください。

①	開発者は計画図等の資料を持参のうえ担当課に行く。
②	<p>担当課は、開発者の提示した資料により、協議が必要かどうかを判断する。</p> <p>○「協議不要」なときは、担当課はその旨チェックし、日付と氏名を記入する。 ※「協議不要」であっても、担当課は、必要であれば開発者に対し、「経緯・左記への対応方針」欄に経緯の記載などを求める。</p> <p>○「協議必要」なときは、許認可等の手続きや設計に反映すべき事項について協議する。 担当課は「確認事項・協議内容」欄の該当項目をチェック、記載する。</p>
③	<p>開発者は、「経緯・左記への対応方針」欄に、設計の経緯や自治会・隣接者との協議結果、担当課の指示内容への対応方針などを記載する。</p> <p>【例】 ・「自治会に確認しましたが要望ありませんでした」「隣接耕作者の要望により〇〇を設置します」「自治会加入について説明します」など</p>
④	協議が整ったら、担当課は、開発申出書提出前の最終確認の日付と氏名を記入する。

【記載例】

部署	確認事項・協議内容（担当課記入）	経緯・左記への対応方針（開発者記入）
① 道路整備課	<div style="text-align: center; font-size: 2em; color: red; margin-bottom: 10px;">②</div> <p><input checked="" type="checkbox"/> 協議必要</p> <p><input type="checkbox"/> 協議不要</p> <p>【確認日】 月 日</p> <p>【確認者氏名】</p> <p>【最終確認日】 ○ 月 ○ 日 ④</p> <p>【確認者氏名】 ○○○○</p>	③
市民活動支援課	<p>◆ 防犯灯・カーブミラーについては、必ず自治会に新設の要望・移設の位置等について確認してください(結果を右欄に記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 協議必要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 協議不要</p> <p>【確認日】 ○月 ○日</p> <p>【確認者氏名】 ○○○○</p> <p>【最終確認日】 月 日</p> <p>【確認者氏名】</p>	<p>自治会に確認しましたが要望はありませんでした</p>